

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 6月 5日 (月曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時20分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	赤 星 ゆかり
//	尾 上 一 彦
//	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、江西委員から都合により遅れるとの連絡がありましたので、御報告します。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目の一般質問については、24名の方から通告がありました。

このことから、予備日としておりました13日についても一般質問を行うこととし、質問の順序については、前回の本委員会で協議・決定した順に基づき、お手元の資料のとおりとなりますが、このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項2番目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり請願3件、陳情8件であります。

このうち、陳情 1 番目の「財務部が一旦許可した物に再審査条件を含めた起案をした事についての陳情」から、6 番目の「情報公開の開示決定の決裁に行政管理課が加わることを求める陳情」まで、以上 6 件の陳情については、昨年の 1 2 月定例会、または、ことしの 3 月定例会において、既に審議がされているものと同じの内容であるとのことから、また、7 番目の「市の書式に従って作った行政書士の代理行為を代理人として財務部が認めない事についての陳情」についても、委員会での審査になじまないのではないかとの見解から、いずれも、議長から、これらの取扱いについて、当委員会の意見を求められております。

そこで、まず、陳情 1 番目から 6 番目までの 6 件について、所管委員会への付託、審議を行うべきかどうか、皆さんの御意見をお聞かせください。

柞山委員

自民党です。昨年、私は、この陳情について、総務文教委員長としての立場で、随分かわり合いをさせていただいて、審議させていただきました。陳情者の願意を受け付けて、議長からもきちんと審議せよということで、ずっと進めてまいりましたが、1 2 月議会、それから 3 月議会— 3 月議会

には、陳情者にも参考人としておいでいただいて、その願意の内容を逐一、1時間以上かけてお聞きいたしました。しかし、やはり内容的に、これは行政の不服手続き、あるいは不服に対しての不服願意でありまして、総じて、議会として取り扱う陳情の趣旨としては、少し外れているのではないかと。直接的に市長の行政所掌事務に対しての不服ということであれば、行政不服審査のほうへ申請されるべき案件ではないかというふうに思っています。総じてそういう思いでありまして、新たな議会ではありますけれども、一事不再議ということもあり、この取扱いについては、委員会付託ではなくて、やはり当局側に行政不服審査という形でしていただくべきであり、当議会としてはなじまない案件だというふうに、私は思います。

村石委員

まず、そもそも論から言いますと、請願・陳情については、基本的には受理をしなければいけないと。憲法とか法律に基づいて、受理をしなければいけないということで、今は受理をしたということですが、基本的には受理をした以上は、やはり本会議での審議と採決が必要だと思います。今まで見ている6件については、委員会への付託を

省略し、本会議での採決のみでいいというぐあいに思いますし、新たに出た部分については、やはり委員会に付託すべきものと思います。ただ、私自身、いろいろ読んでみると、非常に奇異なのは、行政書士の方が代理行為をして、市との関係がいろいろあったということなのですね。この陳情者の方は直接不利益とか影響を受けていないのですね。こういうことは、果たしてどうなのかという疑義はあると思います。ただ、一事不再議ということもありますが、同じ会期内に同じ陳情や請願が出た場合は、1回審議したものは審議しないというのは決まりであるのですが、今の場合、会期が違うので、同じものであるからということで、本会議での採択をしないということにはならないと考えます。

佐藤委員

公明党です。今の村石委員の思いもよくわかります。とりあえず、7番目の件についての意見は置いておき、まず6件への意見ということでしたので6件についてです。今まで何回もお話があったとおり、私もこれが上がった段階で、一事不再議の原則からいってもどうなのかなというのは一いわゆる改選もして、議会も変わっておりますので、当然出されることは結構なのですけ

れども、議会としても、議会運営委員会としてここに諮られるわけですから、重く受けとめなければならないというふうに思いますが、内容を精査しますと、やはり私も同じく、内容からいって議会で諮るようなものとしてどうなのかなということを思います。やはり前回、相当時間をかけて審議をしている経緯もありますので、議会として見れば当然同じ結論になるだろうと思えますので、この扱いをどうするかということは……。今、社民党さんがおっしゃる本会議でということも、それはそれとして考えられないことはないですけど、それも含めて、ちょっとどうなのかなという感じはします。

柞山委員

今、委員長から御提示があったように、先にも出た6件について、委員会へ付託し、審議をするかしないかについて、議長がなじまないのではないかということで、意見を求めておられるわけで、私たちの意見を聞いて議長が判断されるのだというふうに思います。本会議にかけるとか、委員会にかけるとかという話は次の段階ですので、まずは議長から、この陳情について受理するかしないかについて疑義があるので、この6件について議会運営委員会の皆さんの

意見を聞きたいということで、意見を求めておられます。ですから、本会議だとか委員会だとかいう話まで展開せずに、議長の思いのこの趣旨について、私たちの意見を言うということだと思しますので、よろしくをお願いします。

委員長 大体意見が出尽くしたと思いますが、皆さん方の御意見を集約して、平成29年分陳情第8号から第13号まで、以上6件の陳情について、議会運営委員会の意見として、議長に答申しなければいけないものですから、皆さん方の意見をお聞きしたいと思いますが、これを本会議にかけるといった趣旨は、今、自民党さんのほうからも話がございましたけれど……

柞山委員 委員長、本会議にかけるなんて言ってません。

委員長 そうではなくて、自民党さんも言われたように、議長から議会運営委員会で協議をしてほしいといった話がありましたので、その辺についての委員会での意見を議長にお届けしなければいけませんので、皆さん方一人一人の意見をお聞きしたいと思っておりますが、皆さん方はどうですか。村石委



員は、それは協議すべきだという意見ですね。そのほかの方で、何かほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員 所管の委員会等に付託、審議を行わないということによろしいのですよね。

村石委員 はい。1から6については、基本的に陳述も聞いているので、そういう必要はないということで、総務文教委員会への付託は省略してよろしいのではないかとということ、議長に伝えていただければと。

佐藤委員 ここまで是一緒ですよ。

委員長 それでは、各陳情は、平成28年12月、または、平成29年3月定例会において、既に審議され、採決されたものと同内容のものであることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える、との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、陳情7番目の「市の書式に従って作った行政書士の代理行為を代理人として財務部が認めない事についての陳情」について、所管委員会への付託、審議を行うべきかどうか、皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員

先ほど、くしくも言われましたが、本来であれば、これは行政書士のほうからの陳情だとか、そういうものであれば、私たちは受けるべきだと思いますが、この方はどういう関係になってくるのか、何ら文言を読んでもわからないという形の中では、議会として諮るべきこととしてはふさわしくないということも考えますし、もし、よほどあれば、行政不服審査会に申し立てていただくべき案件ではないかと考えます。

村石委員

一般論で言うのですが、地方自治法の中には、明らかに当該地方公共団体の事務に関する事項でない認められる請願も受理を拒むことができないが、当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択のほかはない、というのがあるのです。ということで、これを読むと、あまり関係のないような請願とか陳情があったとしても、そのことは淡々と審議して、採決すればいいの

であって、それを審議にかけないということは、非常にどうなのかなと思います。また別の項に、請願は憲法、法律に規定された国民の権利であるから、法定の形式を具備していれば、議長において受理を拒む権限はないともありますので、こういうことを考えると、審議をしないということは、なかなか難しいというぐあいに考えます。

高田委員

そもそも、陳情書を出すというところが、その人にあるのかどうなのかということで、今の話ですと、全然関係のない人も出してもいいよというような捉え方になりますよね。

佐藤委員

その間に、先ほど、くしくもとおっしゃいましたけれど、社民党さんは、この7点目については、委員会に付託することについて、そぐわないというふうにおっしゃったわけではない—私の聞き間違いですか。そういう意味で、私も自民党さんと同じ思いでいいのかなと思っていたのですが、もう1度、どういうことですか。すみません。先ほど、7点目についてはとかおっしゃいましたが……。

村石委員

7点目については、新たな陳情ということ

で受け付けて、それを審議するということになると思います。例え高田委員がおっしゃるように、第三者の人が訴えているというようなことがあるとしても、やはり、規定を見直して、それはだめだという項目を入れた上で、適さないということは可能ですが、今、そういう規定がない中で、審議をしないということは、非常に難しいかなというのが、私の考えです。

柞山委員　　今、村石委員がおっしゃったことは非常に合っていると思います。やっぱり当事者でない方が、部外の話を生懸命に陳情されるというそういうふぐあいを、どこかで線引きしないと、よその話を生懸命に言われるような話を受理しているようでは、何か変だなと思いますので、それは精査していきましょう。

高田委員　　そうしたら、一応、肅々と俎上に上げて採決していければよいということで……。

委員長　　先ほど、1番目から6番目までの6件を、議長からの要請で相談してどうするかということを決めるのと、今、この7番目も一緒だと思うのですね。議長からの要請でこの委員会にあげているわけで。それが必要

だということであれば、それなりの意見を  
言わなければいけない。必要でないとい  
うことであれば、議長にその旨を言わね  
ばいけない。ですから、皆さん方の意見  
を聞いて、それをもって議長に答申を  
したいと思えますけど、それでよろし  
いでしょうか。

佐藤委員

確認と言いますか、公明党としましても、  
思いは多分、皆一緒なのかもしれませんが、  
審査になじまないというのは、本心と  
して皆思っていると思うのですね。今回、  
条例と言いますか、そういった明確なもの  
が一付託しないという理由づけのものがない  
ものだから、なかなか迷うという事実を、  
今、おっしゃっているわけですね。だから、  
明らかにそういうものがあれば……。何回  
も何回も、そういう訴権の濫用ではないで  
すけれども、何となく、イメージとして富  
山市行政、もしくは議会が丁寧に対応して  
いないというふうに見られていくのもどう  
かと思いますので。ただ、事実として、や  
っぱりこれはきちんと議会運営委員会と  
して協議をしても一先ほどの6項目につ  
いてはそうでしたが、諮るものにつ  
いては諮ってきちんと議論も尽くしたとい  
うことになれば……。大きい課題だなとい  
うふうには

と思いますが、もしできるとすればそういう文言をつくりたいと思いますけれども、そういうことも踏まえて、議長に出すということになるのですかね。

高田委員 今、佐藤委員が言われたように、付託として意見を申し述べるというのが適切かな、と思います。先ほどもちょっと聞いたのですが、受理をしたら、やっぱり委員会に付託するというところで、事務局側はそういう捉え方でしょうか。

議事調査課長 受理をすれば基本的には付託かとは思いますが、議長から、そもそも内容が委員会として取り扱うことが適切なものなのかどうかということがありまして、議会運営委員会の意見を聞きたいということでございます。

委員長 議長からそういう依頼を受けて、議会運営委員会のメンバーで協議をして、意見を議長に答申し、それについては議長が判断するというところで私はよろしいと思いますけど。皆さんどうですか。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、本案件は性質上、委員会での審査にはなじまないかもしれないとの意見もありましたが、本陳情は、新たに提出されたものであるため、所管の総務文教委員会での審査を行うことが妥当と考える、との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
請願1番目の「一般質問における持ち時間の議員個人への割当て等を求める請願」、及び陳情8番目の「委員会のインターネット中継等の活用についての陳情」については、この議会運営委員会に、また、請願2番目の「小中学校普通教室へのエアコン設置早期実現を求める請願」については、総務文教委員会に、さらに、請願3番目の「おでかけ定期券」を、より利用しやすい制度に変更することを求める請願」については、建設委員会に、いずれも付託される予定でありますので、御承知おき願います。  
次に、協議事項3番目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものに

については、お手元の資料のとおり、2件であります。

このうち、2番目の請願形式による意見書提出要請については、請願者から、もし、議員提出議案とならなかった場合は、請願として取り扱ってほしいとの申し出がありました。

したがって、議員提出議案とならなかった場合には、本会議最終日に委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

また、会派から提出されます、意見書（案）、決議（案）につきましては、9日（金曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました、会派からの意見書（案）、決議（案）については、12日（月曜日）の議会運営委員会でお示しいたします。

これらの意見書（案）、決議（案）は、本日提示いたしました2件の意見書とあわせまして、15日（木曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなります。

それまでに、各会派において、御検討をいただきたいと思っております。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、6月12日（月



曜日)、本会議終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。